



各位

平成25年2月26日

**件名: 中古自動車の輸出時の取扱いに関する新規通達について**

2月4日付にて、経済産業省と環境省の担当部課の連名で「中古自動車の輸出時における一時的な部品の取り外し範囲についてのお知らせ」という文書が出されました。

この文書は「コンテナを利用して、不適正に解体された自動車の中古車として輸出される事例」への対処を目的に、1) どこまでを中古車として認めるか 2) 中古車として認められない場合に廃棄物の輸出に該当するか 等について明確にしようとする内容です。

具体的に見ていくと、まず「1. 中古車の輸出として認められない事例」として ①ハーフカット ②ノーズカット ③ルーフカット ④テールカット ⑤エンジンの取り外し ⑥車軸の取り外し ⑦サスペンションの取り外し の7つを列挙。

また、これらの部品の取り外し作業は許可を受けた解体業者でなければそもそも行えない旨を明記し、「これ以外の部品の場合でも解体行為に当たる場合がある」ことにも注意を促しています。

続いて「2. 中古車の輸出として認められ」「解体行為に当たらない部品取り外しの範囲」として、カーナビ、カーステレオ、カーラジオ、車載テレビ、ETC車載機など18品目を列挙。

さらに、コンテナ輸送のための一時的な取り外しとして、「車両本体と同一のコンテナに積載する場合に限り」解体行為と解釈しない部品として、①タイヤ ②ミラー ③バンパー ④ボンネット ⑤リアハッチ・トランクグリッド の5つが上げられています。

そして「3. 廃棄物の輸出に該当する事例」として、「使用済み自動車、解体自動車(※)、特定再資源化物品は廃棄物とみなされ、輸出する場合には環境大臣の確認が必要である」との原則を明記した上で「輸出が未遂であっても廃棄物の未確認輸出として罰せられる可能性のある事例」として以下を挙げています。

ハーフカット以下①～⑦までの解体行為がされた自動車を輸出する場合で、フロン類、エアバッグ類、鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液および室内照明用蛍光灯が回収されていないとき

つまり、例えばハーフカットでタイヤやバッテリーが付いていたリ、クーラーのガスを抜いていない場合は、**見つけた時点で罰則の対象**になりかねない、という趣旨です。

ここまではきわめて明確で厳格な内容のようですが、実は最後に「解体自動車(※)」の※印の説明として、一文が付されています。

**「適正に解体され、その全部を利用するものとして輸出業者等に引き渡されたものは、一律には廃棄物とみなされず、個別に該否が判断されます」**

一読されて感じられる通り、これによりこの文書全体の解釈がさらに難しくなっていました。

結局のところ「ちゃんと解体業者が解体した自動車については、廃棄物ではなくパーツとして認めるが、それについては個別に判断します」というのが結論のようです。

しかし、それでは輸出通関に際して「正規の解体業者から引き渡されたものである証明」がいるのか。

あるいは毎回環境省に書類を提出し、バーゼル条約の該否判定を求める必要があるのか。

タイヤを外してバン詰めした場合、もしコンテナ内のタイヤの数が車両本体と合わず、実は他のコンテナに詰めてしまっていた場合には違法な解体行為とみなされてしまうのか。

…等々、実務上、実にいろいろな疑問が湧いてきます。

2/13の横浜本関地区をはじめ、各地区通関協議会でこの件についての税関からの説明が行われました。しかし税関としては、あくまでも経済産業省と環境省が出した「お知らせ」であり、現時点では個々の疑問について明確な回答が出ていないのが現状です。

「具体的には各担当官の判断に従って下さい」というのが現時点での税関の見解となります。

しかも文書の日付が2月4日ですので、この件についてはいつから適用がスタートするのか、ではなく、すでにスターしているとのこと。

弊社で、ある担当者がハーフカットの貨物について環境省のバーゼル該否判定の部署に問い合わせたところ、「解体業者が解体したものであれば問題ない。バッテリー等についてならともかく、ハーフカットについていちいちこちらに話を持ってこられても困る」との対応をされたとのことでした。

また、ここ数日の間に、税関より輸出者が解体業の許可を持っているかの確認を求められ、バーゼルの該否判定部署への確認を求められる、という事例もすでに発生しています。

以上の通り、具体的な対応として何がどう変わるのかははっきりしない状況です。

通関を行う中で、急に抹消のコピー等、各種の書類を求めらる場合も予想されます。

各荷主様におかれましては、諸事情ご賢察の上、そのような場合にはなにとぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

税関や他官署からの新たな情報や説明、実際の窓口での対応状況について等、わかり次第またご案内申し上げます。

この件につきましてご質問等ございましたら、どうぞお気軽に弊社各担当、または下記までお問い合わせください。

**株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)**

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372~3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

大黒事業所 : TEL : 045-503-2381 / FAX : 045-503-2235

URL : <http://www.kau.co.jp>